

岐阜県土地改良事業測量作業規程 改正概要

改正の主旨

この度、令和6年3月22日付けで農林水産省農村振興局の測量作業規程（以下「国規程」）が改正された。

「岐阜県土地改良事業測量作業規程（以下「県規程」）」では、国規程を準用する旨を定めており、今回の国規程の改正に伴い、県規程を改正するもの。

国規程の改正の内容

- 1 公共測量マニュアルを反映
 - ・電子基準点のみを既知点とした3級基準点測量マニュアル（案）
 - ・UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）
 - ・車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）
 - ・航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）
- 2 空中写真測量におけるフィルムカメラによる撮影の廃止
- 3 基準点の永久標識の埋設方法に地下埋設法を追加
- 4 数値地形図の「側溝」の地図記号に「管渠型」を追加
- 5 その他 名称、構成、語句の修正 等